鹿児島県公報

令和4年3月29日 (火) 第298号の18



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

訓

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令(※)

(人事課取扱い) 1

訓

鹿児島県訓令第7号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程(平成19年鹿児島県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

別表第4総務企画部の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から12の項までを1項ずつ繰り上げ、同表13の項中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号」に、「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画の決定」に改め、「市町村からの」を削り、「ついての決定」を「対する回答」に、「6④⑦」を「8⑦⑩」に改め、同項を同表12の項とし、同表中14の項を13の項とし、15の項から30の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第4保健福祉環境部の表6の項事務の種類の欄を次のように改める。

6 濁(昭45 (年38号に) (本38号に) (本38

別表第4保健福祉環境部の表6の項第1号中「,省令6」を削り,同表7の項事務の種類の欄を次のように改める。

 下この項 中「条例」 という。) の施行る り 務

別表第 4 保健福祉環境部の表 7 の項第 2 号中「,規則12」を削り,同表 8 の項第 3 号中「30 の14」を「30の14①」に改め,同項第 4 号中「及び」を「並びに」に,「並びに」を「及び」に,「30の18の2」を「30の18の4①」に改め,同表16の項に次の 1 号を加える。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		_	_		 	 • -
(4) 社会福祉連携推	振興局			\circ		
進法人からの報告						
の徴収及び検査の						
実施 (法144〔56						
①])						

別表第4保健福祉環境部の表31の項事務の種類の欄中「, 鹿児島県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成28年6月1日制定)を「要綱」」を削り, 同項第3号中「8⑤, 31の6⑤, 37⑥」を「8⑥, 31の6⑥, 37⑥」に改め, 同項第15号及び第16号を削る。

別表第4農林水産部の表12の項第1号中「8①②」を「17①」に改め、同項第2号中「からの」を「に対する」に改め、「徴収」の次に「、農薬等の集取」を加え、「13③」を「29③」に改め、同表に次の1項を加える。

$\subseteq \underline{\mathbb{Q}}$,	111 1X (C	次の1項を加える。						
56	畜舎等	(1) 畜舎建築利用計	振興局		0	0	大隅地	
の数	建築等	画の認定(変更の					域振興	
及7	び利用	認定を含む。)及び					局農林	
の4	特例に	その旨の通知(法					水産部	
関~	する法	3 (1)(6), 4 (1)(3))					曽於畑	
律	(令和						地かん	
3 4	年法律						がい農	
第3	34号)						業推進	
のカ	施行に						センタ	
関~	する事						ー 長	
務							(以下	
	この項						この項	
中音	畜舎等						中「曽	
の数	建築等						於畑地	
及で	び利用						かんが	
の特	特例に						い農業	
関~	する法						推進セ	
律	を						ンター	
Γģ	去」,						長」と	
畜食	舎等の						いう。)	
	築等及	(2) 工事完了の届出	振興局		\circ	\bigcirc	曽於畑	
びす	利用の	前における認定畜					地かん	
特值	列に関	舎等の仮使用の認					がい農	
	る法律	定及びその旨の通					業推進	
施彳	行規則	知(法6②,省令					センタ	
(4	令和3	76②)					一長	
	農林水	(3) 認定畜舎等の譲	振興局		\circ	\bigcirc	曽於畑	
	省・国	渡及び譲受け、合					地かん	
土土	交通省	併又は分割に係る					がい農	

令第6号) を「省令」 という。	認可 (法10①②③)					業推進 センタ 一長	
	(4) 認定畜舎等に係 る報告等の徴収及 び立入検査(法14 ①②③)	振興局		0	0	曽地が業セが批ります。	
						一長	
	(5) 違反のある認定 畜舎等に対する措 置命令(法15①② ③④)	振興局	0				
	(6) 畜舎建築利用計 画の認定の取消し 及びその旨の通知 (法16②③)	振興局		0	0	曽がい が が り り り り り り り り り り り り り り し し し し	
	(7) 工事中の認定畜 舎等に対する措置 命令(法18①)	振興局	0				

別表第4農林水産部の表注1中「4①Ⅰ」の次に「及びⅡ」を加える。

別表第4建設部の表37の項第1号中「(変更を含む。)及び譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更」を削り、「並びに」を「(変更の認定を含む。)及び」に、「7①」を「7」に、「9①」を「9①③」に改め、同項第4号中「及び」を「又は」に改め、同項第5号中「13①②」を「13」に改め、同項第6号中「14①②」を「14」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第4農林水産部の表注1の改正 規定は、同年7月1日から施行する。